島

福島県告示第八百五十九号

県

号外第64号

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

#### 告

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件九件

○保安林の指定施業要件を変更する件

報

○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所 在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件三件

#### 告 示

水産大臣から通知があった。 二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和二年十二月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的 いわき市三和町下市萱字堀ノ内三○九の二

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 いわき市森林整備計画で定める標

間伐に係る森林は、 次のとおりとする

立木の伐採の限度

次のとおりとする

全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

(森林保全課)

#### 福島県告示第八百六十号

水産大臣から通知があった。 一十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和二年十二月八日

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市三和町下永井字銅屋場二五二の二、二五二の四、 二五二の九、 <u>-</u> 五  $\vec{o}$ 

福島県知事

内

堀

雅

雄

〇、二五二の一二

保安林として指定された目的

変更後の指定施業要件 土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

1

맫

次の森林については、主伐は、択伐による。

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 字銅屋場二五二の二、二五二の一二

主伐として伐採をすることのできる立木は、いわき市森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

(森林保全課)

全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。

# 福島県告示第八百六十一号

水産大臣から通知があった。 一十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和二年十二月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

田村市滝根町神俣字入新田四四三

保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法
- 主伐は、択伐による。
- 伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、田村市森林整備計画で定める標準
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保 次のとおりとする。

全課及び田村市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課

#### 福島県告示第八百六十二号

水産大臣から通知があった。 二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和二年十二月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県告示第八百六十四号

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的 田村市滝根町神俣字入新田五六の二

変更後の指定施業要件 土砂の崩壊の防備

島

立木の伐採の方法 主伐は、択伐による。

福

主伐として伐採をすることができる立木は、

伐期齢以上のものとする。 田村市森林整備計画で定める標準

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

全課及び田村市役所に備え置いて縦覧に供する。) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

(森林保全課

福島県告示第八百六十三号

水産大臣から通知があった。 二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和二年十二月八日

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的田村市大越町早稲川字向田七三の二

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

(\_\_) 伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、田村市森林整備計画で定める標準 主伐は、択伐による。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保 次のとおりとする。

全課及び田村市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

(森林保全課)

一十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林

水産大臣から通知があった。 令和二年十二月八日

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県知事

内

堀

雅

雄

保安林として指定された目的 田村市大越町早稲川字千丁地七七の二

土砂の流出の防備

 $\equiv$ 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法 主伐は、択伐による。

伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 田村市森林整備計画で定める標準

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

全課及び田村市役所に備え置いて縦覧に供する。) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保 次のとおりとする。

森林保全課)

福島県知 事 内 堀 雅

雄

## 福島県告示第八百六十五号

水産大臣から通知があった。 二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和二年十二月八日

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 岩瀬郡天栄村大字牧之内字荒人四の四

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、

伐期齢以上のものとする。 天栄村森林整備計画で定める標準

立木の伐採の限度 次のとおりとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

全課及び天栄村役場に備え置いて縦覧に供する。) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

(森林保全課

 $(\Xi)$ 

# 福島県告示第八百六十六号

福

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 水産大臣から通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和二年十二月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的 岩瀬郡天栄村大字上松本字西沼ノ入一九

土砂の流出の防備

令和2年12月8日 火曜日

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 天栄村森林整備計画で定める標準

間伐に係る森林は、次のとおりとする

立木の伐採の限度

全課及び天栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保 次のとおりとする。

(森林保全課)

# 福島県告示第八百六十七号

福島県知事

内

堀

雅

雄

水産大臣から通知があった。 二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和二年十二月八日

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県知事

内

堀

雅

雄

保安林として指定された目的 岩瀬郡天栄村大字田良尾字道木山一の二二

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 天栄村森林整備計画で定める標準

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

全課及び天栄村役場に備え置いて縦覧に供する。) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

(森林保全課)

## 福島県告示第八百六十八号

のように保安林の指定施業要件を変更する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、

令和二年十二月八日

福島県知事 内

堀

雅

雄

次

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

図に示す部分に限る。)、八三八の二 南会津郡下郷町大字南倉沢字観音平八三五の一・八三六(以上二筆について次の

保安林として指定された目的

2

干害の防備

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

- (2)(1)主伐として伐採をすることができる立木は、 択伐による。
- (3) 準伐期齢以上のものとする。 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

1

図に示す部分に限る。)、八三八の二 南会津郡下郷町大字南倉沢字観音平八三五の一・八三六 (以上二筆について次の

- 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 変更後の指定施業要件

3

- 立木の伐採の方法 主伐は、択伐による。
- (2) 準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 下郷町森林整備計画で定める標
- (3) 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度 次のとおりとする。

林業総室森林保全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林

(森林保全課)

## 福島県告示第八百六十九号

福

島

当該通知の内容の要旨は、 更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明である 三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変 ため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 次のとおりである。

**令和二年十二月八日** 

所在の不分明な者の氏名

- 通知の内容の要旨
- 保安林の指定施業要件を変更したこと。
- 2 の指定施業要件を変更する件(令和二年福島県告示第七百三十一号)によること。 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

森林保全課

福島県知事 内 堀 雅 雄

#### 福島県告示第八百七十号

下郷町森林整備計画で定める標

当該通知の内容の要旨は、 ため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。 更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明である 三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 次のとおりである。

令和二年十二月八日

所在の不分明な者の氏名

鎮目良泰

通知の内容の要旨

2 保安林の指定施業要件を変更したこと。

の指定施業要件を変更する件(令和二年福島県告示第七百三十二号)によること。 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林 森林保全課

## 福島県告示第八百七十一号

当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。 更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明である 三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変 ため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和二年十二月八日

所在の不分明な者の氏名

- 通知の内容の要旨
- の指定施業要件を変更する件(令和二年福島県告示第七百三十三号)によること。 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林 保安林の指定施業要件を変更したこと。

2

リサイクル適性®

福島県知事

内

堀

雅

雄

【定価 1 箇月 3,560円】 発行者 印刷所 福 株式会社 島 第

印

福島県知事

内

堀

雅

雄

森林保全課)